

熊谷市農業委員会
第21回総会議事録

令和5年4月28日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第21回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年4月28日（金）午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年4月28日（金）午後4時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
- (2) 現在数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 43名
- (2) 欠席数 4名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	欠	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	欠	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	欠	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第7号 競売買受適格者の証明について(第3条)

議案第8号 競売買受適格者の証明について(第5条)

議案第9号 くまがや農委だより編集委員会規程の一部改正について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について(2a未満の農業用施設)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第21回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中26名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、4番、大島委員、7番、金井委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第7号 競売買受適格者の証明について(第3条)</p> <p>議案第8号 競売買受適格者の証明について(第5条)</p>

	<p>議案第 9 号 くまがや農委だより編集委員会規程の一部改正について</p> <p>以上、9 議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は新規就農の方には出席をお願いしております。</p> <p>このため、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についての議案を最初に審議いただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、はじめに議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。申請件数は 107 件、210 筆、246,407.00 平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、新規就農の方にお出でいただいておりますので議案番号 83 から 84 を先に審議致します。申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○○入室)</p>
議長	<p>本日はお忙しいところ大変ご苦勞様です。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画等について説明をお願いします。</p>
新規就農者	<p>(新規就農者 ○○○○○説明)</p> <p>○○○○と申します。よろしく申し上げます。</p>

	<p>営農計画書に基づき説明させていただきます。</p> <p>まず就農動機ですが、〇〇歳から様々な職業を経験してきました。生きていくために食べのものを買うために働き、お金を得て食料を買うことをずっとやってきました。食べ物を人にも分けられる。食べ物を作るために働く方がシンプルではないかと思い本格的に農業を始めようと思いました。</p> <p>農業経験は特に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇には行っておりません。ただ、個人としては〇〇〇〇〇〇からいろいろな野菜を植えていました。</p> <p>近くに農園がありましたので、昨年から手伝いをさせてもらい、いろいろなことを教えてもらって今回自分でもサポートがあればやっていけるかなと思いました。</p> <p>経営についてですが、私を含め3名が必要な時には従事できる態勢です。経営面積については、田が3反をお借りし、畑も3反お借りしている状況です。</p> <p>経営形態は、〇と〇〇が中心のスタートで、1年目なのでいろいろと試して探りながらいきたいと思います。</p> <p>基本装備はすでに〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇台があり、管理に支障はないと思っています。また、屋根のあるところがないので屋根のあるところを準備次第、必要なものを今後そろえていく予定です。</p> <p>作付計画は別添資料のとおりです。できる限り無農薬でと考えております。最後に、今後については私が農業で食べていけることはもちろん、耕作面積も増やしていき、ノウハウを学び一人前になって畑をやりたいと考えています。</p> <p>農業をやりたい人がやれるように、場所にしてもノウハウにしてもおカネに関係なくリーダーシップをとれるような存在となるようやっていきたいなと思っています。</p>
議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>なお、本件につきましては、水野委員が申請人と面談をさせていただいておりますので、水野委員より報告をお願いします。</p>
水野農業委員	<p>〇〇さんを初めて会ったとき若さとチャレンジ精神に圧倒され、これからの農業はこのような方がどんどん出てきてくれればと思います。</p> <p>若い方が農業をやってみたいというのであればぜひ応援したいと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。</p> <p>質疑等ございませんか。</p>

森田農業委員	農業一年目ということで○とか○○の売り先はどこを考えていますか。
申請人	<p>販路は決まっておりませんが、飲食店の仲間や自己的人脈を生かして○○地区にある農地でいろんな人が集まりその中で、作物をさばっていく、極論は物々交換みたいなことまで考えています。</p> <p>○○に関しては無農薬にこだわっていきたいと思います。道具があり敷地があるので販売ができたらなと考えております。</p>
森田農業委員	ありがとうございました。
議長	ほかに質疑等ございませんか。
	(なしの声)
議長	<p>特に質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(申請人 ○○○○○○ 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号83から84について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号における、議案番号83から84について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 多数)</p>
議長	<p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号2については、借受人が、○○委員でありますので、○○委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(○○委員 退席)</p>

それでは、議案番号2について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号における議案番号2について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

(〇〇委員 入室)

続きまして、議案番号13、14については、借受人が、私、木部となっておりますので、議事参与制限により一時退席します。

その間、議長を夏目職務代理に代わって頂き審議をお願いします。

(木部会長 退席)

(議長を夏目職務代理に代わる)

夏目職務代理

議案番号13、14について会長に代わりまして議事を進行させていただきます。

それでは、議案番号13、14について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号における議案番号13、14について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべき

<p>議長</p>	<p>ものと決しました。 木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p> <p>(木部会長 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第6号における、新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書1頁、議案書資料1頁を御覧ください。 申請件数につきましては全部で15件となっております、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 議案書3頁を御覧ください。議案番号9から12につきましては、昨年12月に御審議いただき不許可と決した案件になります。再度申請を受けたものになります。 続きまして資料2頁を御覧ください。 議案番号9から12の第1号について空欄にさせていただいております。営農をされているかが審査要件になりますが、本日の総会で御報告させていただきます。 黄色い封筒の3番の番号9から12を御覧ください。 譲受人の〇〇〇の営農の状況をあらためて確認した状況の報告です。1ページから4ページが〇〇地区、5ページから6ページが〇〇〇地区、その後ろが〇〇〇地区となっております。最後の11ページですが、農地法3条の処理基準ということでその内容を記載しております。 「権利取得後において当該農地の一部のみで耕作の事業を</p>

	<p>行う場合や、その事業、農業が近傍の自然的条件および利用上の条件が類似している農地の生産性と比較して相当程度劣ると認められる場合については、農地等のすべてを効率的に利用して耕作、養畜の事業を行うものとは認められない。」というものであります。</p> <p>こちらの審査項目については、それ以上のことが書かれておりませんので、現地の状況等で判断するようなものになるかと思えます。議案番号9から12の報告については以上となります。</p> <p>その他の案件につきましては、すべての案件で譲受人の農地は適正に管理されており、許可要件の全ても満たしておるものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>私の方から提案がございます。〇〇〇の件に関しては12月にも審議したとおり、私と職務代理、次長、農地係の4名で再度現地パトロールをしたわけですが、皆様方のお手元にあります資料、これが先日現地パトロールした結果です。</p> <p>(暫時休憩の発言あり)</p>
議長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(暫時休憩)</p>
議長	<p>休憩前に復し、会議を再開いたします。過去に不許可にした経緯もございますので、議案第1号における議案番号9から12について、先に審議いたします。質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
金井農業委員	<p>農地パトロールを行っているが、近傍でこうした営農を行っているところはなく、生産効率は低いと考える。</p>
大島農業委員	<p>防草シートで覆ったままとなっており、土を育てる部分がないように感じる。その意味で生産効率が劣ることも考えられる。</p>
西田推進委員	<p>写真を見ると農地の全てを効率的に利用しているとは見え</p>

<p>議長</p>	<p>ず、そうした場合には許可できないと法律に決まっている訳なので、私の考えは不許可がよろしいかなと思います。</p> <p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号9から12について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 なし)</p> <p>挙手なしです。よって、本案については、不許可とすべきものと決しました。</p> <p>次に、ただいま審議いたしました議案番号9から12以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における議案番号9から12以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書5頁、議案書資料4頁を御覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可については全3件、内訳は農家住宅の敷地拡張が1件、自己用住宅の敷地拡張が2件です。農地区分や申請事由等は議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局</p>

事務局	<p>に提出されている質疑等ありますか。</p> <p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書6頁、議案書資料5頁を御覧ください。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全13件、内訳は自己用住宅8件、建売住宅1件、駐車場・資材置場が4件です。農地区分や事業の概要等は議案書資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書1 1頁を御覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)は、搬入路と砂利採取及び搬入路表土置き場の2件です。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>議案番号2について、5件の質問を頂いております。</p> <p>議案番号2につきましては〇〇の案件になります。</p> <p>1点目は工事着手から完了までの期間についての質問を頂いております。申請書類を確認したところ、工事期間は許可日から完了まで〇〇〇を予定しております。</p> <p>2点目は最大掘削深さについてです。こちらの砂利採取については砂利採取法に基づく認可基準によりまして最大で〇〇〇以内の掘削が可能となっておりますが、本申請では〇〇〇までの掘削であることを確認しております。</p> <p>3点目は他法令による届出でございます。申請者に確認したところ砂利採取法に基づく採取計画認可申請書を埼玉県北部環境管理事務所へ申請済み、埼玉県生活環境保全条例に基づく特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書と土壤汚染対策法に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書を市の環境政策課に届出済みです。また、道路法に基づく道路工事施工承認申請書を大宮国道事務所熊谷国道出張所へ申請済みとのことで他法令の届出等につきましてももれなく対応していることを確認しております。</p> <p>4点目は、隣地崩壊防止のための保安距離についてです。こちらについても砂利採取法に基づく認可基準によりまして隣接地との間には2 m以上の保安距離が求められております。また、隣接地が水路や宅地である場合は5 m以上、県道や市町村道である場合は7 m以上、一般国道である場合は10 m以上の基準があります。また、こちらの現場近くには東京電力の鉄塔もございます。こちらについても鉄塔の離隔を東京電力と調整済みということ です。</p>

<p>議長</p>	<p>5点目は砂利の運搬ルートについてです。申請者の〇〇〇〇が〇〇の〇〇〇にございます。こちらの現場は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇という〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇付近になりますが、こちらのルートとしましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇バイパスを深谷方面に進んで〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で旋回し、〇交差点で国道〇〇〇〇号線交差点を右折し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇交差点を右折して〇〇〇〇〇〇〇〇〇から国道〇〇〇〇号交差点を右折するルートで〇〇〇〇工場まで運搬すると伺っております。以上です。</p> <p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)について、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書14、15頁を御覧ください。</p> <p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については全3件、同一の申請者からです。内訳は資材置場及び駐車場が2件、仮設工事用地が1件です。変更の利用については議案書のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

	<p>(なしの声)</p>
事務局	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第7号、競売買受適格者の証明について(第3条)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の32頁を御覧ください。</p> <p>議案第7号、競売買受適格者の証明について(第3条)は、1件となっております。申請者〇〇さんの経営する農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われま</p>
事務局	<p>す。農地法第3条の審査におきましては、許可要件を満たしているものと考えます。本日の審議で適格証明を交付したのち、申請人である〇〇さんが落札した場合においては、本日の審議に沿った農地の取得が行われると農業委員会が判断した場合には、本日の議決をもって3条の許可をするという議決をだしたものとみなすということであわせて承認いただければと思います。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり本案につきましては、本日の審議により買受人が適格を有する旨を証明することを妥当とし、買受適格証明書を交付しその証明に沿った買受が実施されたと認められる場合は、本議決を持って所有権の移転に関して3条許可とする議決をなしたものとみなすことも併せて承認頂くこととなりますので慎重審議をお願いいたします。なお、証明に沿った買受かどうかの判断は会長が行うこととされております。</p>

	以上、御審議の程、よろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませぬ。
議長	ただいま事務局からの説明にもありましたとおり、本案につきましては、本日の審議により買受人が適格を有する旨を証明することを承認相当とした場合は、本議決をもって所有権の移転に関する5条申請を許可相当とするに議決をなしたものとみなすことも併せて承認いただくこととなりますので、慎重審議をお願いいたします。なお、証明に沿った買受かどうかの判断は通常の5条申請と同様、埼玉県知事が行うこととされております。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。
西田推進委員	善ヶ島字上河原905番の入札に関して聞きたいことは、農地区分は何ですか。その農地区分に〇〇〇〇〇〇ができるのでしょうか。
事務局	こちらの農地につきましては、第〇種農地になります。立地基準につきましては満たしておりますが、現在のところ一般基準は満たしていない状況となっております。
西田推進委員	第〇種農地なので〇〇〇〇〇〇はできるが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇されていないのが一番の問題ということでしょうか。
事務局	そのとおりです。
西田推進委員	〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇すれば出来るかたちになるのでしょうか。
事務局	借受人の確保ですとか需要の根拠が明確化されれば一般基準を満たされることとなりますので承認相当になるかと思っております。
西田推進委員	分かりました。
議長	他に、質疑、意見等ございませぬか。 (なしの声)

	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第8号、競売買受適格者の証明について(第5条)本案を承認相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 なし)</p> <p>挙手なしです。よって本案については不承認相当とするものと決しました。</p> <p>次に、議案第9号、くまがや農委だより編集委員会規程の一部改正についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書34頁、議案書資料12頁を御覧ください。</p> <p>議案書の提案説明にございますとおり、くまがや農委だより編集委員会規程について、令和5年4月1日の熊谷市行政組織等の改正に伴い規程の一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>変更するところは、農業振興課が農業政策課に名前が変わっており、メンバーが農業振興課長から農業政策課長へ直すということになります。</p> <p>資料の12頁、第3条第2項第1号(1)熊谷市産業振興部農業政策課長に改正を加えるものです。</p> <p>令和5年4月1日から遡っての施行となります。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>それでは、本案について質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第9号、くまがや農委だより編集委員会規程の一部改正について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>

事務局次長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了しました。</p> <p>続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、御了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【令和5年度市農業関係予算について及び令和5年度最適化活動の目標設定についてを説明、111運動推薦活動の報告、活動強化月間の周知、タブレット操作研修を行う】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
夏目職務代理	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p> <p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
贄田 敦嗣
吉永 剛

令和5年4月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 大 島 正 _____

署名委員 金 井 和 夫 _____